

## 教職員定数の改善及び義務教育費の財源確保に関する意見書

教育は、社会の将来を築いていくための基盤づくりになることから、極めて重要であり、子供たちの学びを切れ目なく支援し、人材の育成・創出につなげる必要がある。

学校現場においては、いじめ・不登校などに対する児童・生徒指導の課題をはじめ、日本語指導などを必要とする子供たちや障がいのある子供たちへの対応等も課題となっていることから、社会状況等の変化により、子供一人ひとりに対するきめ細かな対応が必要となっている。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えている中、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であるとされている。

子供の学ぶ意欲や主体性を引き出す教育の役割は重要であることから、その環境整備として抜本的で計画的な教職員定数改善が必要である。

よって、国におかれては、次の事項の実現に特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 教育に関わる財政支出をOECD諸国並みとし、抜本的な教職員定数改善を計画的に行うこと。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月28日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	

小田原市議会